旭川工業高等専門学校における研究倫理審査申請 を必要としない研究に関する申合せ

制定 平成 29. 3. 23 校長裁定

旭川工業高等専門学校研究倫理審査委員会規則第13条に基づき,旭川工業高等専門学校における研究倫理審査申請を必要としない研究は、次のとおりとする。

なお、申請の判断については、別紙「研究倫理審査委員会の審査を要する研究フローチャート」によるものとする。

【次の要件のいずれかに該当する場合】

- 1 既に匿名化されている情報 (特定の個人を識別することができないものであって,対 応表が作成されていないものに限る。)のみを用いる研究
- 2 本格的な研究開始前の(単独で公表されることのない)予備的な研究であり、明確な 仮説検証等を行わず、研究グループのメンバーを対象者にしたリスクが軽微な実験や調 査であって、研究責任者が対象者のリスクや威圧、個人情報保護等に適切に配慮してい る場合
- 3 細胞バンクや組織バンクなど、人に関する試料やデータが、それを業とする正式な業者から提供され、その取得において適切な手続が取られ、匿名化された試料を用いた研究
- 4 次のすべての条件を満たしている研究
 - ① 対象者保護(手続きや威圧の問題等)に適切に配慮している
 - ② 個人情報を取り扱わない (無記名調査等である)
 - ③ データ収集を研究と直接関係ない他の機関や会社等(例:調査会社等)に依頼していない
 - ④ 研究結果又は対象者保護に影響を及ぼす経済的利益関係がない
 - ⑤ 映像及び音声のデータを収集していない
 - ⑥ 社会的弱者になりやすい特徴を有する集団 (例:いじめられたことのある者,不登校児,障害者やその家族,精神疾患を有する者等)を対象としていない
 - ⑦ 研究全体を通じて、介入(心理的介入を含む)が含まれない
 - ⑧ 質問紙調査,実験提示刺激等において,全ての質問内容や項目に,社会的生活で経験したり,日常会話の内容に出てきたりする範囲を超えているもの(例:いじめられた経験があるか,最近の性欲はどうか,死にたいと思ったことがあるか等)が含まれていない
 - ⑨ ディセプションの手続(研究目的等の虚偽の説明を用いる手続)が含まれていない

附則

この申合せは、平成29年4月1日から施行する。

研究倫理審査委員会の審査を要する研究フローチャート

